

○岩手県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令

平成 5 年 10 月 20 日

警察本部訓令第 14 号

訓令の概要

この訓令は、鉄道警察隊の運営に関する規則（昭和 62 年国家公安委員会規則第 3 号）に定めるもののほか、岩手県警察鉄道警察隊の効率的な運営を図るため必要な事項を定めたもの。